

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成30年8月28日(火)
会議時間 10時00分開会 11時01分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 高橋政悦
副委員長 : 奥秋康子
委員 : 桜井崇裕、安田 薫、西山輝和
議長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学
- 5 説明員 副町長 : 金田正樹
総務課長 田本尚彦、総務課長補佐 鈴木聡、行政管理係長 川口二郎
- 6 議 件
 - (1) 平成30年 第6回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案等(町・議会)の説明
 - ② 審議方法等について確認
 - ③ 会期日程の確認
 - ④ 陳情、請願、意見書等について
 - ・ 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
 - ・ 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書に関する請願
 - (2) 議会報告会と町民との意見交換会について
 - (3) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

議件（1）平成30年第6回町議会定例会の運営について

委員長：（高橋政悦）おはようございます。ただいまより議会運営委員会を開催する。

本日の議件は大きく2点、平成30年第6回町議会定例会の運営についてと、議会報告会と町民との意見交換会で出された意見、提言等のまとめである。よろしく願います。

①予定議案等（町・議会）の説明

委員長：町議会第6回定例会の予定議案等について執行側から説明を受ける。

副町長：（金田正樹）9月定例会の提案議案について説明する。

報告を2件予定している。毎年報告している地方財政健全化法の規定に基づく報告である。報告第3号として健全化判断比率の報告、第4号として資金不足比率について、算定表と監査委員の意見書を添付して報告する。

続いて、平成29年度の決算認定について、認定第1号の一般会計から認定第6号の下水道事業会計までの6会計について、審議をお願いしたい。

次に、条例関係については、新設を2件、一部改正を3件予定している。新設の議案第59号、議案第60号、一部改正の議案第61号、この3件については御影地区において保護者の就業に関わらず利用できる認定こども園を保育所に代わり設置するための関係条例の整備である。設置条例、利用者負担金の額、従来の御影保育所の廃止条例の3点となる。

次に、議案第62号清水町選挙ポスター掲示場条例の一部改正については、改正公職選挙法の施行により引用している条項が移動になったため、該当する箇所を改正するもの。第2項を第3項と変えるのみの改正である。

次に、議案第63号、町税条例等の一部改正については、平成30年度税制改正に伴う地方税法の一部改正のうち、10月1日以降施行分にかかる改正である。主な改正内容としては個人町民税の基礎控除等の見直しに伴う規定の整備である。それと、たばこ税率の引き上げ、加熱式たばこ課税方式の見直し等である。

次に、議案第64号から議案第67号までは、平成30年度の一般会計以下4会計の補正である。一般会計の主なものを申すと、歳入では町税、普通交付税、前年度繰越金の増額である。個人町民税で82,000千円、固定資産税で50,000千円、普通交付税で39,000千円、あとは繰越金で88,000千円増額の予定。なお、繰越金は減債基金へ積み立てて備荒資金組合への納付金とする。

歳出では、平成32年開設予定の保育施設建設用地の事前整備、木の伐採などを事前にする6,500千円。障がい者サービス、障がい者医療費の前年度実績に伴う返還金5,500千円。ふるさと納税活性化対策では3,000千円で委託をして活性化を図る。清水公園活性化に向けた清水公園内のトイレの洋式化、さらに、障がい者・幼児対応の設備等の改修で16,000千円の追加措置。

歳入歳出の差し引きで約40,000千円出るが、公共施設建設等基金に積立てをする予定。

特別会計のうち国保会計は7月当初課税等が決定したことによる保険税の増額が主なもので、35,000千円を増額し、その分、一般会計からの拠出金を減額する。

介護保険、後期高齢者会計については、前年度会計の精算が主なものとなっている。

次に、人事案件として議案第68号、69号、70号の3件については同意を求めるもの。

まず、議案第68号の教育長の任命については、現伊藤教育長の任期が10月3日となっており退任されることから、新たに現在の教育長職務代理者の三澤史佐子氏を任命予定者としたところ。議案第69号と70号は教育委員の任命である。

議案第69号については、三澤氏が9月30日をもって退任することから、前総務課長の小笠原清隆氏を任命するもの。

議案第70号は嶋野委員の任期が9月30日をもって満了となることから、新たに御影在住の川端和仁氏を任命するもの。

これら3件の人事案件については、会期中の上程の前に別途説明をさせていただき機会を設けていただきたく、議長に申し出をしているので、日程等についてご配慮をお願いする。

続いて、議案第 71 号損害賠償の額の決定及び和解については、3月の定例会において報告した除雪車両による物損事故、2月13日に御影地区の道道の排雪作業中に誤って電柱の支線を切断し、柱上部の変圧器部分を破損させた事故であるが、このたび相手方と和解したので、損害賠償について議決をお願いしたい。

最後に、例年報告している農作物の生育状況等についての行政報告である。今年は合同作況調査が9月3日に行われる予定なので事前送付はできないが、開会初日に報告をさせていただく予定であるのでご了承願う。

以上が9月定例会の報告と主な議案であるが、新たな追加議案が出る場合はその都度議長と委員長に相談して進めさせていただきたくよろしくをお願いしたい。議案発送は8月30日を予定している。

以上、9月定例会の主な議案の説明とさせていただく。

委員長：ただいま執行側より予定議案として報告議案が2件、決算認定議案が6件、条例の制定・改正が5件、補正予算4件、人事案件から行政報告まで合わせて5件、全部で22件の予定となっていると説明を受けたが、内容等について質疑を受ける。

特にないか。

(なしの声あり)

委員長：予定議案は全部で22件ということで、このあと予定が変わったり追加があったりしたら追加していくということでよろしく願う。

続いて、議会提出分について事務局長から説明を受けたい。

佐藤局長：議会提出分について説明する。委員会報告は審査報告として継続審査となっていた請願第18号、ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書に関する請願について、総務産業常任委員会で審査が終わっているので審査報告を行う。

所管事務調査の報告として総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、広報広聴常任委員会の3常任委員会から調査報告がある。

所管事務調査の申し出は各常任委員会、議会運営委員会から申し出が予定されている。

陳情・請願・意見書等についてのちほど取り扱いを確認していただくが、1点目として林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、これは毎年道議長会からの要請ということで本年も要請がきたので取り扱いを協議していただきたい。それから、請願1件を受理している。道教委「これからの高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書に関する請願ということで清水地区連合から請願が1件提出されているので、これものちほど取り扱いを確認していただきたい。

次に議員派遣であるが、11月6日に十勝町村議会議員研修会、本年は芽室で開催が予定されているが、この派遣の決定をしていただきたい。

それから、議案には直接関係はないが一般質問の際、清水町議友会（議員OBの会）の傍聴が予定されている。

議会側の案件としては以上である。

委員長：ただいま議会事務局長から議会側の案件について説明があった。これについて質疑を受けたいと思うが何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：それでは、定例会に向けて今のような案件で提出したいと思う。

②審議方法について確認

委員長：続いて、審議方法について確認するが、議案第59号と60号、これは新設条例であり、これまで新設条例は所管委員会に付託することになっている。更に議案第61号の保育所条例の一部改正は新設条例に関連した改正であることから、議案第59号から61号までの3つは厚生文教常任委員会に付託することによってよろしいかどうか確認したい。

(よろしいとの声あり)

委員長：議案第59号から61号までの3件については厚生文教常任委員会に付託する。

委員長：続いて、決算、その他条例の一部改正、補正予算、一般議案は今までと同様に本会議審議としてよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：では、本会議審議とする。

③会期日程の確認

委員長：執行側から審議日程の要望があれば聞きたい。

副町長：まず補正予算の関係であるが、事務の執行上、初日に審議をお願いしたい。なお、併せて議案第63号のたばこ税の関係、それと議案第71号の損害賠償が予算と関係するので、できれば一括して初日をお願いしたい。それと新設条例と一部改正を含めた3件は厚生文教常任委員会に付託ということであるが、新年度予算並びに住民周知の関係上、今定例会若しくは12月定例会までに結審をお願いしたい。

決算審査は本会議で審議することになったが内容によっては課長職以外の説明員の出席についてあらかじめ承認をお願いしたい。

もう1件、閉会後になるが、最終日の議会閉会後に伊藤教育長より退任のあいさつの場面をつくらせていただきますよう日程の調整についてご配慮をお願いしたい。

委員長：ただいま執行側より日程等で早く結審したい議件についての話があったが、今の要望どおり早く結審できるように配慮してもよろしいか確認したい。

(よろしいとの声あり)

委員長：それでは、それを踏まえた案について事務局長から説明を受けたい。

佐藤局長：それでは、町提出議案、議会提出案件等を考慮して事前に委員長と日程等の打ち合わせをしたので現段階での予定を説明する。

初日は9月11日火曜日。まず議運の委員長報告。そのあと行政報告。そのあと継続審査となっている請願第18号のライドシェアの請願についての審査報告を行う。その後、町提出議案の報告事案、報告第3号と第4号の健全化判断比率と資金不足比率の報告。続いて新設条例2件。関連して保育所条例の一部改正ということで議案第59号から61号までは厚生文教常任委員会に付託することになっているので、報告の後に説明を受けて付託をしたい。その後、補正予算、関連議案として議案第63号の町税条例の一部改正、議案第71号の損害賠償の額の決定及び和解について、この関連議案2件と併せて補正予算の審議をしたい。

次、議会関係に移る。請願第23号の道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直す等の意見書の請願についてはのちほど取り扱いを確認していただくが、基本的に請願は所管の委員会に付託することになっているので初日に所管の委員会に付託したい。初日の最後に各常任委員会から所管事務調査の報告を行いたい。

翌日の9月12日(水)から9月17日(月)まで休会にしたい。

9月18日(火)に再開して、請願の審査が終了している場合は請願の審査報告。そのあと一般質問に移りたい。

通常であれば一般質問は続けて行うが、翌日の19日、それから20日は清水の秋祭りがあり、課長職で出店するため9月19日と20日については休会にしたい。

一般質問の2日目については9月21日(金)に行く。この辺は通告者数によって変更があるかとは思いますが、一般質問については9月18日(火)と9月21日(金)の2日間ということで日程を組みたい。

9月22日(土)から24日(月)までは休会として、9月25日(火)と9月26日(水)の2日間平成29年度の決算審議を行いたい。

翌9月27日(木)は予備日として休会予定。

最終日については9月28日(金)にしたい。厚生文教常任委員会に付託する新設条例と一部改正条例は審査が終了していればここで報告していただく。そのあと残りの議案、議案第62号の選挙ポスター掲示場条例の一部改正、それから人事案件3件、その後議会関係の議案として意見書、所管事務調査の申し出、議員派遣の決定をして、閉議後、先ほど副町長からお話があった、教育長が退任することなので、退任のあいさつをする日程で進めたい。

委員長：現在のところの予定であるが、日程に関して質問等があれば受ける。

(なしの声あり)

委員長：このような日程でよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：ではこのような日程(予定)とする。

④陳情、請願、意見書等について

委員長：「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」について、道議長会からの意見書提出要請のために今定例会で提出に向けて所管の常任委員会、これは総務産業常任委員会であるが、協議していただくということでよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：では、総務産業常任委員会で協議していただくこととする。

委員長：続いて、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書に関する請願についてであるが、請願については会議規則第 91 条で所管の委員会に付託するとされているので厚生文教常任委員会へ審査を付託することよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：では、この請願については厚生文教常任委員会へ付託とする。

委員長：ここで、執行側の皆さんに退席していただく。休憩する。

【休憩 10:24】

【再開 10:24】

委員長：再開する。

議件(2) 議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：皆さんのお手元に議会運営委員会で調査・検討をしなければならない項目について配付されていると思うが、これについて結果をまとめていきたいが、1項目ずつまとめていくということでよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：ではまず、番号8番から。「報酬のことばかりで、議員個人の話になる。大事な話をしようと思ったが、その話ばかりなので今日はやめる。非常に残念。」という、意見というか、質疑でもなければ提言でもなく、これに対する答弁は当然会場ではできなかったが。休憩する。

【休憩 10:28】

【再開 10:28】

委員長：再開する。議長から8番と26番については、意見を言われた方の勘違いもあり、まとめる必要はないということで、これについては削除してよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：では、8番と26番は削除する。

委員長：次に15-2番、「住民との接点を問題視する意見もあり、議会の質のあり方、議論をわかりやすいように進めることを住民は期待している。」という意見に対して、「住民との接点は議会報告会や議員個人の活動で理解してほしい。」と議長が答弁されているが、まとめとしてはどのように大きく分けると6つあったところの一つで、32-2と同じ内容で、ここで同じ結果を求めていくことになると思うが。32-2のほうは、「議会(議員)と住民の接点について、より距離を縮めていくような工夫、努力が必要かと思います。言わば議員力アップにつながることもありますが、議場における住民に分かりやすい理論構成に満ちた質問により、自然に住民は引きつけられていくと思いますし、このことが議会に関心を示していくことにもなります。長い道ですが、その辺を期待しています。住民全てに理解を得ることは困難ですが、私は今度の議会活性化特別委員会の活動を評価しています。」という意見。つまり、住民と議会の接点の問題であり、その方法等についての意見だと思うが、これについて、議会運営委員会としてまとめをしていきたいと思うが。

桜井委員：議会活性化特別委員会で新たに広報広聴常任委員会をつくって、町民に議会をわかりやすく伝えるために議会だよりを担当する委員会をつくったということも一つの結果というか、はっきり明

記して、町民にお知らせするという意味では必要だろうと思う。

議長が答弁したように、議会報告会と個人の政治活動、そのほかに議会だより、それを強調した部分があってもいいと思う。

奥秋委員：この方のご意見は非常に奥深いと捉えているけれども、なかなか一言では答えが出ないと思う。住民との関わりなど努力をしている方もいるし、一人が全ての町民に関わることは不可能だけれども、やはり地道に今までのように議会報告会というものに積極的に足を運んでもらいながら、私たち議会側としてもお互い活動を続けていく。双方に呼びかけをしたり、また、関心を持って出てきてもらえるというようなものにしていくというのも大事だと思うけれども、ここではなかなかこの活動というのは訴えづらいので理解してもらおうというのは非常に厳しいと思う。ここの住民の皆さんの個人的な認識もあるし、ちょっとまとまらない意見だが、皆さんと議論していく必要があるかなと思う。

安田委員：先ほど桜井委員が言われたようなことで、まとまるのではないかなと思う。議会報告会や議員個々の活動で理解してほしい。議長の答弁でいいと思う。

西山委員：議会と住民との接点がここに書かれている。やはり我々も工夫して努力する必要があるのではないかなと思う。議長が言われているように住民との接点を議会報告会や議員個人で活動していくことが必要ではないかと反省しているところ。必要だと思う。

桜井委員：議員自らが議会活性化特別委員会をつくったということで、ここでも活動を評価するという文言がある。今回、議会活性化特別委員会をつくって議員報酬・議員定数のみならず、議会の活性化に向けての議論を議員自らしたということは十分に評価してくれていると思っているので、その分は評価されていると思ってもいいのではないかな。

委員長：確かに、このご意見に対する答えというのは奥深く、簡単な話ではないと思うが、今現在の話では議長の答弁にあるように、議会報告会と議員個人の活動に限られているというのが現状だと思う。これに加えて、議会活性化特別委員会のほうで新設した広報広聴常任委員会の活動の今後もいい方向にいくだろうし、それらの活動を通しての議員力アップ、この部分についても今まで研修等々を皆さん受けてこられてそれなりに今後もこれは継続していくということなので、議員力アップを含めてお二方の意見に近づけるような期待に応えられるような形を目指していく。当然その時には意見が上がってくるかと思うが、それらの問題点は今後も続くであろう議会活性化特別委員会の中で特定していったって、それを解決できるような議論を深めていきたいというような答えになるかと思うがよろしいか。

佐藤局長：議会活性化特別委員会は任期で終わってしまうので、その部分は入れられない。その部分を除いた形でまとめた。

委員長：そのようなことで15-2と32-2についてはよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：では、15-3にいく。「年金の話もあるが、意見書を提出したと聞いているので、全体的に説明できるように対応してほしい。」ということに対して、「年金は浦幌町が総務省に提言した中に入っており、総務省でも検討されているが、全国議長会から各町村への求めにより意見書を提出している。」これも議長の答弁であるが、この年金というのは議員年金の話か。これについては議長の答弁そのもので、これに付け加えることは必要ないと思うがよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：ではこれのまとめとしては、議長の答弁どおりということで提出したいと思う。

委員長：次に移る。28番の「司会しゃべりすぎ」という意見に対するまとめであるが、これは、スムーズに議事が進行できるような、反省すると言ったらいいかのどうしていいのかわからないが、これについてはどういう取り扱いにするか。

奥秋委員：たまたま今回の司会者が議会活性化特別委員会の委員長をやっていたということも含めて、本来ならば司会は進行なので質問があれば答弁者に振るとするのが役割であるが、今年はたまたまそれが重なったため答弁をしていたというのがあって、しゃべりすぎになったというのがあるので、こんなふうにならないように司会者を違う人にやってもらうような、今年は議会活性化特別委員会の委員長だったから、来年やるとすればこういうことにならないような配慮が必要かなと思う。司会者の役割ということ。どうしても委員長なので内情に詳しいから答弁したくなるというのが人情だと思う。

桜井委員：反省と言えば、清水地区は原委員長がやられて副委員長の私は御影地区でやったけれども、やはりできれば実際にテーマを決めてやったときに、答弁者側に回った方がよかったのかなという思

いがあるので、役割分担はやはり、しっかり考えるというか、今一度考えるという答弁でいいのかなと思う。

委員長：まとめると、役割に応じた運営に努めるという答えていかがが。

(よろしいとの声あり)

委員長：では、そのような形で結果としてまとめる。

委員長：31番、「意見・提言の聴取とあったが、発言した人への反論的な答弁もあったと思うので残念。」という意見であるが、これについて反論的な答弁というのは特定できているか。

佐藤局長：たぶん清水地区のほうで、司会者との事前の打ち合わせの中で、意見交換ができるように聞くだけではなくて議会はこういう考えですよということも伝えましょうということで司会者とも打ち合わせをした部分があり逆質問的なことがあったかと思う。出席した人が意見を述べてそれに対して議会側はこういう考えだけどうですかという考えで聞くという方向もあったので、反論というか議会の考えを再度説明した部分があり、それに対してどう思いますかという逆質問的なことを行ったので、そういった部分のことを言われているのかと思う。意見交換なのでそういった方向に進めましょうという打ち合わせを事前にしていました。

委員長：今の事務局長の話を聞いてなんとなく頭に浮かんだかと思うので、これについて、間違いなく意見・提言の聴取はしているが、それに対して反論的な答弁があったと相手方に思われてしまったということなので、それが反論なのか事実だったのか、当然、自分の意見を述べたわけではなく、そう述べたら反論だと受け取られたということだと思うが、まとめはどのようにしたらいいか。

西山委員：ひょっとしたら私のことかと思っていましたが、反論的な答弁だと思われたのなら仕方がないので、反省しますとか、そう思われぬような答弁をしますということでもいいのではないかと思います。

委員長：住民と議会が相対になってしまうので、答弁よりは反論的と受け取られた部分はあるかもしれないけれども、状況等の説明であって、間違いなく意見・提言は聴取している。反論的と捉えられたとしたら何と表現したらいいのか。

加来議長：反論的な意図はなく意見聴取の場であったけれども今後そのような発言には注意して取り組んでいきたいというようなことで、反論的と受け取られたが、反論的な意図はないということは言っておかないといけないのでは。

委員長：議長から助言があったが、これについては反論的な意図はなかったが、そういうふうに取り取られたのであれば反省する部分ではあるということは認めておいてということにするか。

加来議長：反論的な意図はなく、議会活性化特別委員会を通して議会改革の議論をしたことを説明しようとしたが、そのように受け取られたので今後注意しながら取り組んでいきたいというような感じでどうか。

委員長：今の議長のまとめでよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：反論的な意図はなく云々という答えてまとめたい。

委員長：次の33番、来年は飲み物を出してほしいという意見であるが。

加来議長：3年位前にも同じような意見が出されていた。その時にも予算がないし必要ないということだった。今後必要であれば予算を確保しなければならないので、議会としてもし必要だということになれば予算要求していかなければならない。

委員長：実際、私もそういう意見があったのを覚えているが、開催時期が例えば明らかに暑くて夜も暑いということであればこれくらいのことであってもいいと思うが、5月の下旬ということで。実際の話これについては議会運営委員会の皆さんが開催にあたって検討されることになるが、次回開催に向けて検討していきたいというような中身でもいいし、過去の回答のように必要性を感じないので出せませんと答えるのか、次期議会運営委員会に申し送るか、断るか二者択一だと思うが、どちらがよろしいか。

桜井委員：こういう会議を開いておいてお茶の一杯も出さないのかという意見だと思うが、3年前も結果を出している。予算がないので出せないと。そういうことであれば私はそのままでもいいと思う。改選を迎えて新しい体制の中でまた検討するのであればそれはまた別の話で、今回の調査結果はなしということで私はいいと思う。

委員長：なしというのは予算の関係上ということか。そういう会議ではないという設定になると思うが。

奥秋委員：3年前もそういう意見が出ていて、予算の関係もあるかもしれないが飲み物が必要であればご持参したいということで通したほうがいいと思う。この意見は1人のみだと思う。飲み物が出ないということであれば持参してくると思うのでこれで通してもいいと思う。

佐藤局長：以前の報告書を持ってきていないが、町主催の懇談会についても飲み物は出していないので、そういう状況も確認して、議会側だけ出すということにはならないということでそういった回答になったかと思う。町は今懇談会をやっているけど変わっていないと思う。確認しなければならないが。

委員長：答えとしては、予算の関係上ご期待に応えられませんという答えでよろしいか。
休憩する。

【休憩 10:57】

【再開 10:59】

委員長：再開する。

町が行っている団体との懇談会等もすべて飲み物は出していないということなので、これについてはご期待に添えることはできないという回答とさせていただきます。

これで、議会運営委員会に送られた項目についてはすべて結果を出したということになる。

議件（3）その他

委員長：その他として委員から何かあるか。事務局のほうからは
（なしの声あり）

委員長：次回は9月4日午後2時から開催する。

以上で議会運営委員会を終了する。

【終了 11:01】